

当連合会では、日本語能力に関する受講制限は設けておりませんが、外国人の講習受講に関し、下記の申立書を事前に提出していただくことにより受講していただくことといたしました。

なお、技能講習については、日本語テキストを用い講習を実施したのち、日本語のみの修了試験を行っており、試験時間の特例もなく、外国語での対応もしていませんのでご留意願います。

平成 年 月 日

(公社) 大阪労働基準連合会長 殿

外国人労働者の言語能力に関する申立書

外国人労働者に関する貴連合会主催の講習会受講申込に当たり、日常生活に必要な日本語の理解力は勿論のこと、漢字を含む使用教材等を理解でき、文章を書き、他者と受講内容に関する会話等も行える程度の日本語の理解力を有していると認め、受講を申し込みます。

なお、貴連合会において明らかに受講内容を理解するための最低限の言語能力を有しないと認められた場合は、受講途中であっても途中退席を求められ、又は修了証を発行しないことがあることを承諾し、またその場合でも受講料金の返金等の処置を含め一切異議は申し立てません。

【講習種別： _____】

【受講日： _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日】

対象となる外国人労働者名

氏 名	生 年 月 日
	年 月 日

【事業者証明】

上記の内容については、相違ないことを証明します。

会社名(_____)

事業者職氏名 役職名 _____ 氏 名 _____ 印